

姫路市人権教育及び啓発実施計画改定支援業務委託要求水準書

第1章 総則

1 業務名

姫路市人権教育及び啓発実施計画改定支援業務委託
(以下「本業務」という。)

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 本件の提案上限金額

上限金額 3,795,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4 目的

本業務は、令和2年度から令和6年度までの期間を定めた姫路市人権教育及び啓発実施計画(以下「計画」という。)を改定し、令和7年度からの新たな5ヵ年計画を策定するに当たり、民間事業者の支援を求め、作業を迅速かつ効率的に行うことを目的とする。

5 業務の内容

(1) 分析、課題の整理及び現計画の修正、施策の提案

計画についての現状分析及び課題の抽出に当たっては、姫路市のホームページに掲載している「人権についての姫路市民意識調査結果報告書」等を活用し、以下について提案をすること。

- ・ 計画中、第I部第1章4人権をめぐる情勢と姫路市の課題(4)「市民意識調査からみた課題」について、令和3年度に実施した人権についての姫路市民意識調査結果に更新し、人権問題に関わる課題を提案すること。
- ・ 計画中、第I部第4章「主な人権課題の現状と今後の取り組み」について、分野1「女性」から分野12「さまざまな人権課題」までの分野ごとに、現状を令和3年度に実施した人権についての姫路市民意識調査結果に更新し、特に以下の人権課題に当たっては姫路市ホームページ等で参照の上、課題、教育及び啓発の方針、事業の柱を見直すこと。

人権課題	市ホームページ等で参照すべき報告書等
女性	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年2月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」のうち、男女共同参画の状況(「各分野における男女の地位についての調査結果」等)・ 姫路市男女共同参画プランのうち、【基本目標I】女性の活躍の

	推進、【基本目標Ⅲ】多様性を尊重する社会づくりに関する内容
子ども	令和6年6月公表予定の「姫路市子どもの生活実態調査」結果報告書のうち、子どもの貧困やいじめ、体罰などの市民意識調査結果
高齢者	姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画のうち、高齢者の権利擁護の推進に関する内容
障害のある人	姫路市障害者福祉推進計画のうち、障害のある人の権利擁護の推進に関する内容
外国人	姫路市国際化推進プランのうち、在住外国人の状況(国籍別外国人人口)と、多様性を尊重する意識づくりに関する内容
刑を終えて出所した人	姫路市再犯防止計画のうち、犯罪をした人等への偏見や差別意識をなくすための人権啓発の推進に関する内容
さまざまな人権課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画に記載のない新たな課題として、遺伝子差別、ハラスメントについて取り上げ、現状、教育及び啓発の方針を提案すること。 ・第Ⅰ部第1章4(1)「人権を取り巻く情勢」に、SDGsで掲げる17の目標のうち、目標1「貧困をなくそう」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標16「平和と公正をすべての人に」に関する内容を追記すること。

- ・ 上記以外の「同和問題」、「アイヌの人々」、「HIV感染者・ハンセン病患者等」、「インターネットによる人権侵害」、「性的指向・性自認等」についても、国や県等の動向に留意し、現状、課題、教育及び啓発の方針、事業の柱を修正すること。

(2) 計画改定過程における支援

- ・ 計画中、第Ⅰ部第1章「計画の策定にあたって」、第2章「計画の目標と基本方針」、第3章「人権教育及び啓発の推進」について原案の作成、修正を行うこと。
- ・ 計画中、第Ⅲ部「参考資料」として、人権に関する年表、人権に関する法律等を追記すること。

(3) 姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会運営における支援

姫路市人権教育及び啓発実施計画審議会（以下、「審議会」という。）は、令和6年7月から令和7年3月までの間に4回の開催を予定しており、各回とも必ず会議に出席し、以下の業務を担うこと。

会議名	日程
第1回審議会	令和6年8月中旬から下旬
第2回審議会	令和6年10月
第3回審議会	令和6年11月

第4回審議会	令和7年1月又は2月
--------	------------

※全て姫路市内で開催

① 審議会の会議資料の作成に係る支援

計画改定の新旧対照表や改正案など、審議会で審議する案件や参考資料について、人権啓発課が指定する日までに会議資料を作成し、承認を得ること。

会議名	人権啓発課の承認期限	主な作成資料（予定）
第1回審議会	会議日の3週間前まで	計画改定案、新旧対照表
第2回審議会	会議日の2週間前まで	計画改定案の修正、指摘事項及び対応案
第3回審議会	会議日の2週間前まで	計画改定案の修正、指摘事項及び対応案、ダイジェスト版案、表紙案、
第4回審議会	会議日の2週間前まで	計画改定案の修正、指摘事項及び対応案、ダイジェスト版案の修正、表紙案の修正、パブリック・コメント回答案

[補足：事務の流れ]

- ・ 会議を効果的、効率的に開催するため、審議会委員に対し、事前に計画改定案等を送り、委員が事前に内容を確認する。
- ・ 審議会当日、委員が計画改定案に基づき指摘事項を発言し、次回の会議までに対応案を示し、計画改定案に反映させる。

② 審議会の会議資料の印刷

会議資料5部を人権啓発課が指定する日までに提出すること。

会議名	人権啓発課あて提出期限	主な提出仕様（予定）
第1回審議会	会議日の15日前まで	A4、白黒、両面約200枚
第2回審議会	会議日の10日前まで	A4、白黒、両面約150枚
第3回審議会	会議日の10日前まで	A4、白黒、両面約150枚 A4、カラー、両面約10枚
第4回審議会	会議日の10日前まで	A4、白黒、両面約150枚 A4、カラー、両面約10枚

③ 審議会の事務局説明の補足

審議会では人権啓発課が事務局として案件の説明を行ったり審議会委員からの質疑にも回答するが、当課の説明や回答に不足等が生じたり不明な場合は、当課に

代わって説明等を補足すること。

④ 審議会の会議録の作成

審議会終了後、概ね2週間以内に会議の様態を記した会議録を作成し、人権啓発課まで提出すること。提出にあたっては、次第に沿って、発言者名、発言内容、質疑応答等の要旨を記すこと。

⑤ 審議会で発言した委員の指摘事項に対する対応案の作成

審議会で発言した委員の指摘事項に対し、次回の審議会までに調査したり、計画改定に反映すべきかどうか対応案が示せるよう、人権啓発課が指定する日までに指摘事項及び対応案の原案を作成すること。

[過去の事例]

指摘事項	対応案
例 人権が「思いやり」や「道徳」の問題として捉えられとあるが、学校ではそうとらえていない。	例 ご指摘の文言を削除します。
例 「法制度改正等を踏まえた取り組みの充実」の文中、「教育機会確保法」について触れるべきではないか。	例 「教育機会確保法」についての記載を追加します。

(4) 計画改定に係る市民意見の反映

パブリック・コメントで寄せられた市民からの意見に対する回答案の作成支援

人権啓発課が計画改定案に対するパブリック・コメント（市民意見提出）を行った際に、市民からの意見に対する回答案の作成を助言すること。

[過去の事例]

意見の概要	市の考え方
姫路市でもパートナーシップ制度などの取り組みを進めてもらいたい。	(略) 今回の改定計画では「性的指向・性自認」についても新しく項目を設けており、今後、制度の導入に向けて調査・研究を進めていきたいと考えています。

(5) 計画改定版及び同計画のダイジェスト版の原案の作成及び編集

現計画書と概要冊子を参考に、新たな表紙、障がい者にも配慮した文字や色遣い、挿絵の挿入などを工夫し、計画改定版及び同計画のダイジェスト版の原案を作成するとともに、読みやすい紙面レイアウトに編集すること。

- (6) 姫路市人権教育及び啓発実施計画改定版及び同計画のダイジェスト版の印刷現計画書と概要冊子を参考に紙質や印刷仕様等を提案し、人権啓発課の承認を得ること。

6 成果品の提出

- (1) データ
姫路市人権教育及び啓発実施計画改定版及び同計画のダイジェスト版の版下原稿及びホームページ掲載用PDF
- (2) 冊子（前項第6号において人権啓発課の承認を得たもの）
 - ① 姫路市人権教育及び啓発実施計画改定版 1部
（参考 印刷仕様 A4版、表紙4色、本編1色、100頁）
 - ② 姫路市人権教育及び啓発実施計画改定版（ダイジェスト版）1部
（参考 印刷仕様 A4版、表紙・本編4色、8頁）
- (3) 提出期限
令和7年（2025年）3月31日までに上記のデータと冊子を提出すること。

7 留意事項

提出する書類の作成経費その他一切の経費は、委託料に含むものとする。

8 その他

- (1) 参加者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業費は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、姫路市の担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 契約相手方は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、契約相手方は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、契約相手方が負担するものとする。
- (5) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (6) 契約相手方は、条例、規則等諸法令を遵守すること。